

# 欧州単一効特許に関するアップデート



# 目次

- 欧州単一効特許とは
- 取得方法
- 費用
- 利用可能時期と「ブレグジット」国民投票の影響
- 結論

## 欧州単一効特許とは

- 欧州単一効特許は、欧州特許条約(EPC)の規則及び手続きに従って欧州特許庁(EPO)が付与する欧州特許に基づいている。
- 欧州単一効特許に対しては、特許権者の請求に応じて、欧州単一効特許制度に参加している26加盟国における単一効が付与される。
- すなわち、各国ごとの有効化(バリデーション)の必要なし。

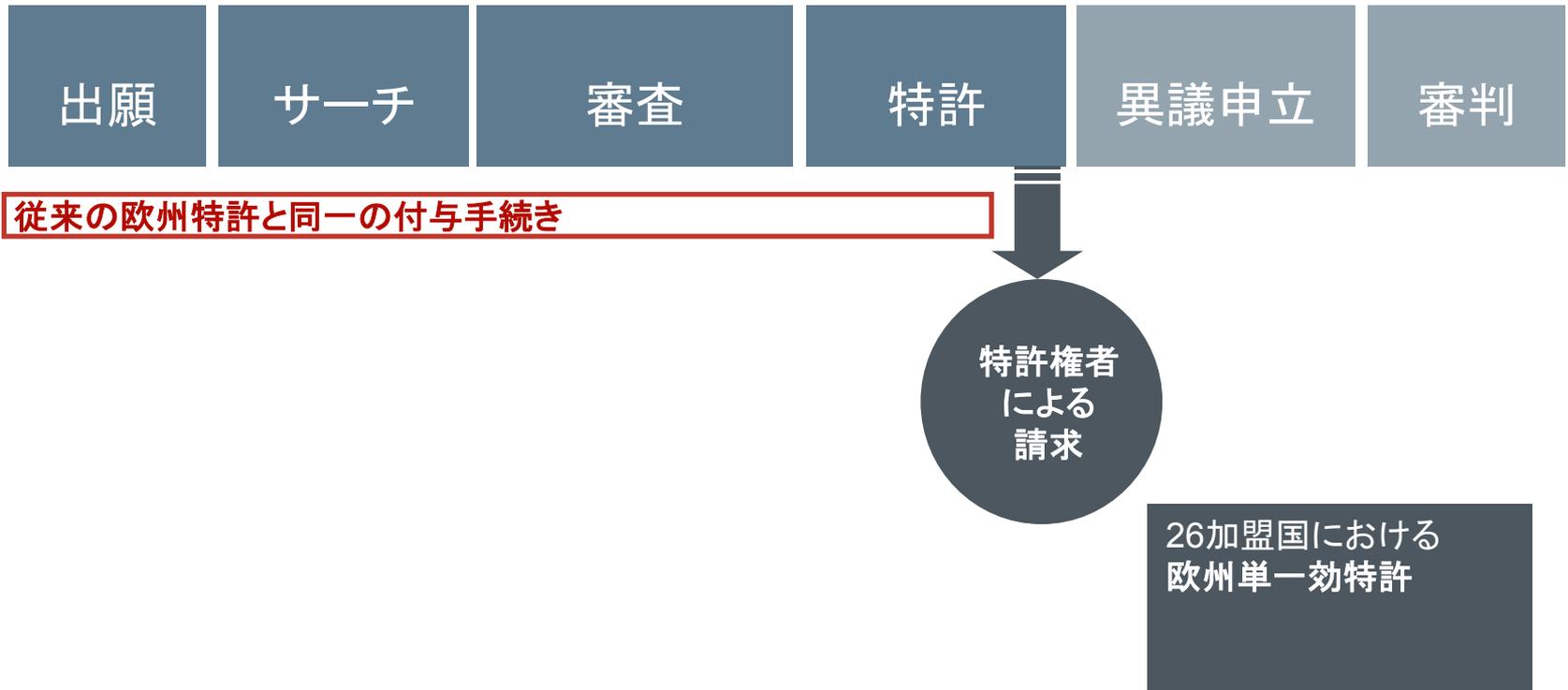
## 欧州単一効特許とは(続)

- 欧州単一効特許は国内特許及び従来の欧州特許と併存する。
- 特許権者は欧州単一効特許、従来の欧州特許及び国内特許の様々な組み合わせを選択できる。
- しかし、参加26カ国における欧州単一効特許と従来の欧州特許の二重保護はない。ただし、一部の国では欧州単一効特許と国内特許の二重保護が可能。

## 欧州単一効特許とは(続)

- 法的根拠:
  - 欧州単一効特許規則:
    - EU規則第1257/2012号(2012年12月17日)、欧州単一効特許を導入する規則
    - EU規則第1260/2012号(2012年12月17日)、欧州単一効特許のための翻訳言語取り決めに関連する規則
  - 二次的法的枠組(2015年12月15日にEPO管理理事会特別委員会が完成):
    - 手数料に関連する規則
    - 予算・財務規則
    - 単一効特許保護関連規則
    - 参加国間の手数料配分に関連する規則
  - 統一特許裁判所協定(OJ EPO 5/2013)
    - 従来の欧州特許及び単一効特許を管轄する単一裁判所制度

# 取得方法



26加盟国では欧州特許は国内特許として効力を持っていないとみなされる

# 取得方法

- 登録要件は割に簡単、明快である：
  - 実質的要件：
    - 単一効は次のように付与された欧州特許についてのみ請求することができる。
      - 26参加国すべてで付与
      - 全参加国について同一セットのクレーム
  - 手続き的要件：
    - 請求の提出：特許付与通知の公表から1カ月以内に、書面により手続言語で提出。
    - 請求は次のものを含まなければならない：該当する欧州特許の数、特許権者の詳細、および代表者が任命されている場合、当該代表者の詳細。
    - 特許権者が複数の場合、請求は共通の代表者により提出されなければならない。
    - 移行期間中、請求があれば欧州特許の翻訳を提出する必要あり（特許がフランス語またはドイツ語で付与されている場合、英語の全文翻訳。特許が英語で付与されている場合、欧州連合（EU）のいずれかの言語の全文翻訳）。

## 費用

- 単一効の登録は欧州特許庁(EPO)では無料。すなわち、請求の提出、その審査及び単一効登録に手数料は不要。
- 中小企業(SME)、非営利団体、大学等の一部組織については、翻訳費用として、500ユーロの一時金が必要になる可能性も。
  - 特許出願または審査請求が英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で提出された場合、一時金はEPOにおける出願および審査手数料の既存の削減分を補完する。
- いわゆる「True TOP 4」に基づく更新料の水準：
  - 「True TOP 4」アプローチ採択時点で従来の欧州特許が最も頻繁に有効化(バリデート)された上位4カ国の更新手数料合計額相当の更新料の水準(ドイツ、フランス、英国及びオランダ)。→更新料の水準は、「True TOP 4」アプローチの採択時点で従来の欧州特許が最も頻繁に有効化(バリデート)された上位4カ国の更新手数料合計額に相当(ドイツ、フランス、英国及びオランダ)。
  - 当初10年間で、手数料は5,000ユーロ未満。

## 利用可能時期

- 単一効特許規則は現在、EU加盟国のうち26カ国で施行されている。
  - イタリアは2015年9月に「強化された協力」の枠組みに参加。
  - 不参加国:スペイン、クロアチア
- 単一効特許規則は統一特許裁判所協定(UPCA)の発効日から適用される:
  - UPCAは最も特許集約的な3加盟国(フランス、ドイツ、英国)を含む13番目の批准書寄託から4か月後に発効する。
  - これまでにフランスを含む11加盟国が批准書を寄託し、他の数カ国が年内に批准する意向を示している。

# 「ブレグジット」国民投票の影響

- 「ブレグジット」国民投票の単一効特許パッケージへの影響：
  - 英国がEU加盟国である限り、単一効特許制度が発足するためには英国によるUPCA批准が必要である。
  - 正確な影響を判断するには依然として時期尚早だが、その影響がどのようなものであれ、適切な答が見つかるだろう。
    - EPO長官:「英国が国際協定であるUPCAを批准する正当な理由がさまざまある。ユーザー・コミュニティの支援を得て、正しい解決策を見つけることができるし、見つけられると私は確信している。」
  - 技術的实施に向けた作業は引き続き想定通り進展しており、当初の期間内に終了するだろう。EPO管理理事会特別委員会およびUPC準備委員会の作業は相当進んでおり、秋には完了すると予想される。
    - 特別委員会、UPC準備委員会両委員長の共同声明:「[...]技術的实施に向けた作業は、両委員会のマンデートに従って、かつ統一特許裁判所及び単一効特許をできる限り速やかに実現したいというユーザー・コミュニティの明白な願望に沿って、引き続き想定通りに進展するものと思われる。」

## 結論

- 単一効特許は欧州における特許保護の魅力的な追加選択肢を提供する。
  - 最大26参加加盟国での統一的保護
  - 従来の欧州特許と全く同じ方法での特許出願、審査及び付与の一元的プロセス。複雑さと関連コストの大幅削減を伴うEPOでのワンストップ・ショップ：
    - 単一効が付与される欧州特許の出願・審査手続きに変化なし
    - 複雑な国別有効化（バリデーション）に代わる簡単かつ明快な手続き
    - 簡略かつ費用効率が高い更新料支払い
    - EPOによる一元的な特許付与後の管理
    - EPOによる一元的登録簿維持
  - 単一効特許の購入価値を確保する魅力的かつ企業に優しい更新料パターン
  - 特許付与後の翻訳義務なし（当初の移行期間後）
  - UPC協定が発効した国における新統一特許裁判所（UPC）を通じた一元的実施

# ご清聴ありがとうございました！

欧州単一効特許に関する詳細情報は以下の欧州特許庁(EPO)ウェブサイトを参照：  
<http://www.epo.org/law-practice/unitary/unitary-patent.html>

Email: [International\\_Legal\\_Affairs@epo.org](mailto:International_Legal_Affairs@epo.org)

